

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年6月4日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例

霧島市工場等立地促進に関する条例（平成17年霧島市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第1条中「移転しようとする者」の次に「又はそれを支援する者」を加える。

第2条第6号中「移転」の次に「(以下「新設等」という。）」を加え、同条第10号中「事業者」の次に「又は用地取得者（以下「事業者等」という。）」を加え、同号を同条第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 用地取得者 事業者による工場等の新設等を支援する目的で用地を取得し、自らは事業運営を行わない者をいう。

第3条を次のように改める。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下本条において「交付対象者」という。）は、事業者等とする。ただし、工場等用地取得費補助金及び大規模工場等用地取得費補助金は、重複して交付することはできない。

2 交付対象者が事業者である場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 工場等の用に供する土地を2,000平方メートル以上取得した後、3年以内に当該土地で工場等の操業を開始していること。

(2) 工場等が市内の次に掲げるいずれかの区域に設置されていること。

ア 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく工場適地

イ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第5条第

2項第1号に規定する産業導入地区

ウ 市があっせんする工場等用地

エ その他市長が工場等用地として適当と認める区域

(3) 工場等の新規地元雇用者の数が当該工場等の操業開始時かつ補助金交付申請時において5人以上であること。

(4) 市の誘致企業として立地協定を締結し、当該協定に定める義務等が履行されていること。

(5) 工場等の建設及び操業に当たっては、公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと。

3 交付対象者が用地取得者である場合は、次の各号及び前項第2号から第5号までの要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 自己の計算において事業者の総株主の議決権の100パーセントを保有していること。

(2) 工場等の用に供する土地を2,000平方メートル以上取得した後、事業者が3年以内に当該土地で工場等の操業を開始していること。

第4条、第6条及び第7条中「事業者」を「事業者等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の霧島市工場等立地促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付申請のあった事業者等について適用し、同日前に交付申請のあった事業者等については、なお従前の例による。

(提案理由)

本条例の補助金の交付対象者を、事業者による工場等の新設等を支援する目的で用地を取得し、自らは事業運営を行わない者にも拡大するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。